

占冠村水資源の保全について

～地下水保全条例・水道水源保護条例を制定します～

このたび村では、村民の生活にかけがえのない資源である地下水を将来にわたって保全するとともに、安全で良質な水を確保し良好な水環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として、条例制定の作業を進めています。

占冠村むらびと条例第31条（意見公募）の規定に基づき、事前に条例（素案）を公表し、所要の手続きを経たうえで、条例案を平成29年3月の村議会へ提案する予定です。

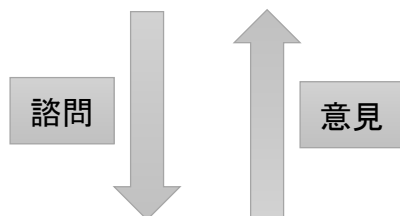
占冠村 地下水保全条例

村内における地下水の枯渇及び地盤の沈下を防止するために、地下水の大量採取を規制します。

占冠村 水道水源保護条例

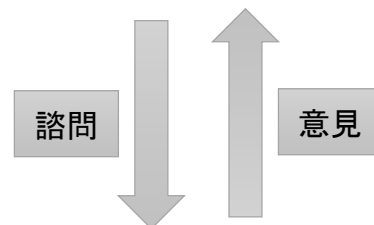
村の水道に係る水質の汚濁及び水源枯渇を防止し、水源の保護を行うため、水道水源保護地域内への施設の設置を規制します。

＜地下水の採取の許可申請書を受理した場合＞



＜水源保護地域を指定しようとするとき＞

＜協議対象施設の協議があった場合＞



【設置条例】 占冠村水資源保全審議会

諮問に応じ、水環境の保全に関する事項を審議する。

占冠村水資源保全審議会設置条例（素案）概要

＜学識経験者・専門家を含めた審議会において、審議し判断します＞

第1条 審議会の設置

第2条

村長が諮問し、
水環境の保全に
ついて審議

第3条

組織は、委員6
名・任期2年

第4条

会長及び副会長
は委員の互選

第6条

庶務は企画商工
課で処理

第5条 会議

第1項

村長が招集
し開催

第2項

過半数の出
席で会議成
立

第3項

過半数の賛
成で議事成
立

第4項

必要に応じ
て関係者の
意見聴取

第5項

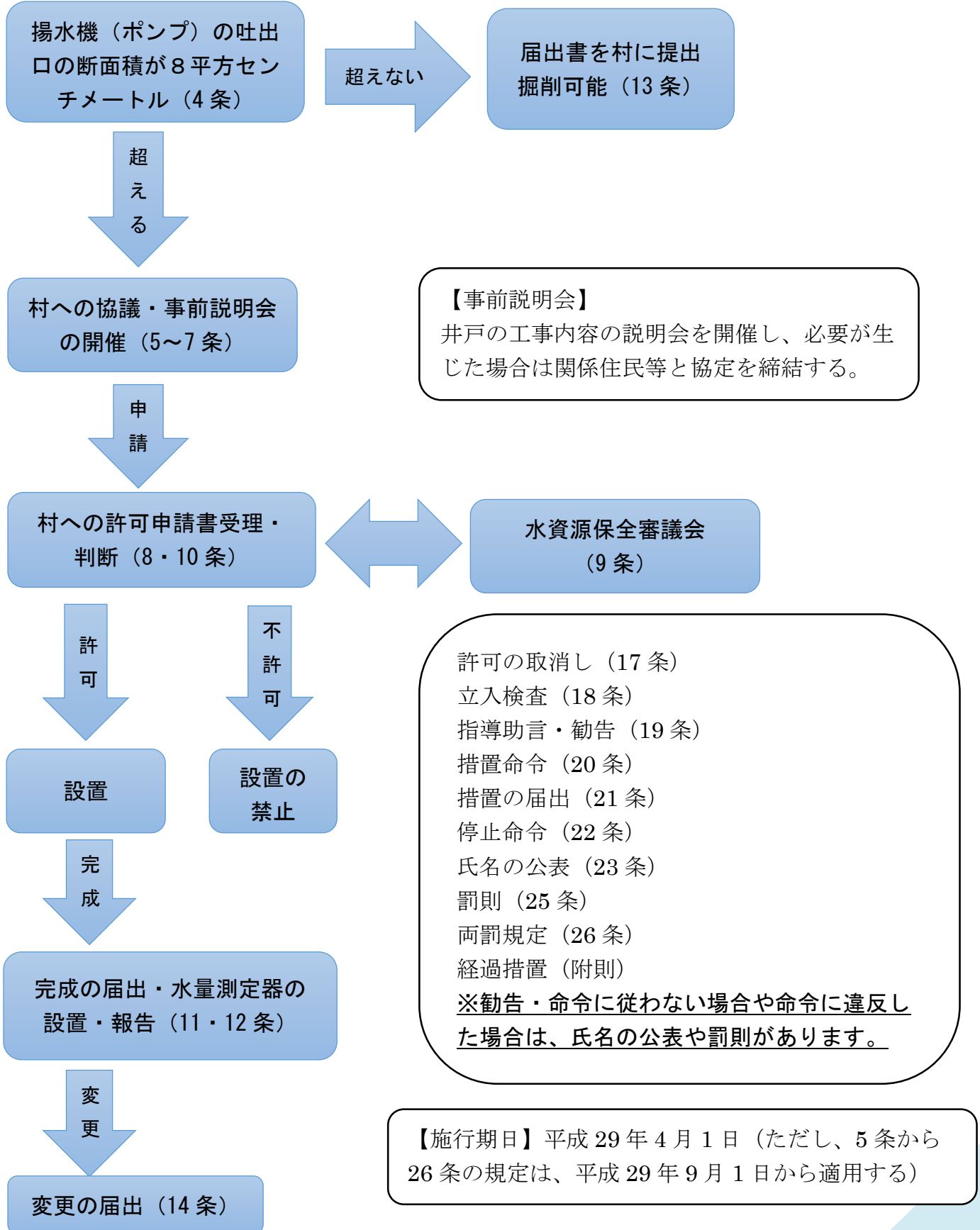
必要に応じ
て調査、鑑
定

附則 施行日

平成29年4月1日

占冠村地下水保全条例（素案）概要

＜地下水を採取するための井戸を掘削しようとする場合の手続きフロー＞



占冠村水道水源保護条例（素案）概要

＜水道水源保護地域内で開発する場合の手続きフロー＞

設置予定施設が協議対象施設かどうか（2条別表）

対象の場合

【協議対象施設】

- ・ 給排水を利用する施設
- ・ 砂利採取場、岩石採取場、鉱物を採取し、又は土石を採取する施設
- ・ 産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物を保管する施設
- ・ 水質汚濁防止法に定める特定施設

村への協議・事前説明会の開催（8条～10条）

提出

【事前説明会】

事業内容の説明会を開催し、必要が生じた場合は関係住民等と協定を締結する。

規制対象施設であるか否かの認定（8条）

水資源保全審議会（8条）

対象外

規制対象

設置

設置の禁止（7条）

勧告（11条）

中止命令（12条）

氏名の公表（14条）

罰則（16条）

両罰規定（17条）

※勧告・命令に従わない場合や命令に違反した場合は、氏名の公表や罰則があります。

【規制対象施設】

- ・ 水道の水質を汚染するおそれのある施設
- ・ 水源の水量に影響を及ぼすおそれのある施設
- ・ 水源涵養となる樹木の伐採が必要となる施設
- ・ 取水を目的として水源の枯渇を招くおそれのある施設

【施行期日】平成29年4月1日

（ただし、6条から12条及び14条から17条の規定は、平成29年9月1日から適用する。）